## 1 動物の保護管理に関する事業

## (1) 県内収容頭数及び措置状況(和歌山市除く)

①収容状況 単位:頭・匹

		狂犬病	動例	受法	,	前年度か		
		抑留		拾得者引取	負傷収容	計	らの継続 飼養	
	成	104	40	44	5	193	19	
犬	幼		4	3	1	8	6	
	計	104	44	47	6	201	25	
猫	成		73	123	43	239	15	
	幼		18	864	99	981	5	
	計		91	987	142	1220	20	
そ	成				0	0	1	
0	幼				0	0	0	
他	計				0	0	1	

\*狂犬病抑留:狂犬病予防法に基づく犬の抑留

\*動愛法:動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物の収容(所有者からの引取、拾得者からの引取(警察からの依頼含む)、負傷動物の収容)

\*「幼」:収容時に生後90日齢以下のもの(推定含む。以下同じ)

②措置状況 単位:頭・匹

		返還		引取取り	譲渡	自然死	殺処分		次年度へ
		狂犬病	動愛法	下げ				計	継続飼育
犬	成	39	25	1	9	19	98	191	21
	幼		0	0	8	1	4	13	1
	計	39	25	1	17	20	102	204	22
猫	成	$\setminus$	2	1	6	101	140	250	4
	幼		0	0	107	468	401	976	10
	計		2	1	113	569	541	1226	14
そ	成	$\setminus$	0	0	0	1	0	1	0
$\mathcal{O}$	幼		0	0	0	0	0	0	0
他	計		0	0	0	1	0	1	0

\*返還:「狂犬病予防法」に基づき抑留した犬、「動物の愛護に及び管理に関する法律」 に基づき拾得・負傷収容した犬猫を飼い主に返還するもの

\*引取取り下げ:動愛法に基づき実施した所有者から引き取りを取り下げしたもの